技 第 5 1 号 令和7年4月25日

隠岐支庁各関係局長 農林水産部各関係課長 農林水産部各地方機関の長 土 木 部 各 関 係 課 長 土木部各地方機関の長

土木部技術管理課長

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行の一部改定について(通知)

このことについて、令和3年4月20日付け技第60号「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行の一部改定について(通知)」により取り組みを進めていますが、この度、試行要領を下記のとおり一部改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 改定内容

対象工事の拡充 詳細は別添新旧対照表による。

2. 適用

令和7年5月1日(以下、「適用日」という。)以降に起案する発注工事 ※既発注工事(災害復旧工事を除く)においても、適用日以降に快適トイレの設置があ る場合は本要領の対象とします。

3. その他

- ・災害復旧工事においては、査定申請時に快適トイレに要する費用は計上できませんが、 適用日以降に起案する発注工事では設計変更により快適トイレに要する費用を計上す ることが可能です。その場合、重変には該当しません。
- ・「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部-技術管理課-01-03-398【設計積算基準関連通知】「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領」

問い合わせ先

土木部 技術管理課

土木設計基準係 石原

農林設計基準係 森岡/米元

電話:300-2-5941/5942

改定前

改定後

<建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領>

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる 仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。) の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、原則として以下の何れかの条件を満たし、尚且つ受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

- (1) 女性が現場に勤務する工事
- (2) 現場見学会を開催する予定がある工事
- (3) 請負対象額(税込み)が4,000万円以上の工事

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事(緊急対応工事等)
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事
- (4) 災害復旧工事

3 快適トイレの仕様 (別紙-1参照)

本要領での快適トイレは、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」と「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

現場で女性が勤務している場合は、男女別で各1台を設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)
- ④ 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

- ⑤ 照明設備 (電源がなくても良いもの)
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目 的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる 仮設トイレ (以下、「快適トイレ」という。) の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事(緊急対応工事等)
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事

3 快適トイレの仕様 (別紙-1参照)

本要領での快適トイレは、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」と「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

現場で女性が勤務している場合は、男女別で各1台を設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- 洋式便座
- ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)
- ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)

改定前	改定後				
役現場に設置する「快適トイレ」の試行要領>					
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】 ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等) ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) ⑩ 鏡付の洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品 (3) 推奨する仕様、付属品【任意】 ② 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上) ⑬ 擬音装置 ⑪ フィッティングボード ⑤ フラッパー機能の多重化 ⑩ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑪ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)	(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】 ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等) ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) ⑩ 鏡付の洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品 (3) 推奨する仕様、付属品【任意】 ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上) ⑤ 擬音装置 ⑭ フィッティングボード ⑤ フラッバー機能の多重化 ⑥ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)				
 4 実施方法 (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。 (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。 (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場(やむを得ない場合は机上)において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。 (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。 (5) 発注者は、(4)で提出されて資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。 (6) 発注者は竣工検査完了後、「快適トイレチェックシート」の写しを技術管理課へ提出するものとする。 (6) 発注者は竣工検査完了後、「快適トイレチェックシート」の写しを技術管理課へ提出するものとする。 提出先 E-mail: sekisan-system@pref.shimane.lg.jp 	 4 実施方法 (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。 (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、カタログ、バンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。 (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場(やむを得ない場合は机上)において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。 (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。 (5) 発注者は、(4)で提出されて資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。 				

改定前	改定後
<建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領>	
5 積算方法 <改定なし>	5 積算方法 <改定なし>
附 則 (施行期日) 本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。 (施行期日) 本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。 (施行期日) 本試行要領は、令和3年5月1日から施行する。 (進行期日) (適用)	附 則 (施行期日) 本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。 (施行期日) 本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。 (施行期日) 本試行要領は、令和3年5月1日から施行する。 (施行期日) 本試行要領は、令和7年5月1日から施行する。
この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。	(適用) この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

改定前						改定後										
建設現場に設置する「	快適トイレ」の施	行要領	特記仕	様書>												
				快適トイレ チェックシート												
所管事務所名								所管事務								
工事名 受注者名			F B B				工事名 受注者名									
工事期間	自	令和 年 月						工事期間	1)	自 令和 年 月 日						
设置対象工事	女性が現場に					地山路		快適トイレ設置予定期間		至 令和 年 月 日 自 令和 年 月 日						
	現場見学会を「	開催する予定がある工事 実施予定時期				削除	t			至 令和 年 月 日 期間 月 ····A						
快適トイレ設置予定期間	至	令和 年 月		Ι			レンタル会			Atjitij		月	… А			
レンタル会社名	期間		月	A				メーカー製品名								
メーカー名										設置基数 基 …B						
製品名(型式)	設置基数		基	В				快適トイレ設置概算費用(見積)		設置費用計						
快適トイレ設置概算費用(見積) 設置費用計 1基当り月額費用		円 円/基・月	···C ···D=C/(A*B)												
	1±1///(((X/))	#51476.						快適トイレ	レ仕様の確認			受注者確認 提出時	発注者 書類確認	現地確認		
快適トイレ仕様の確認			受注者確認 提出時	発注: 書類確認	者確認 現地確認							日付	日付	日付		
			日付	日付	日付			(1) 快道								
(1) 快適トイレに求める標	準仕様【必須】							① 洋:	式便座							
① 洋式便座							② 水洗機能(簡易水洗、L尿処理:		洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きる	g(付きを含む)						
② 水洗機能(簡易水洗、	し尿処理装置付きを含む)							③ 臭	い逆流防止機能 (フラッパー機能) ※要に応じて消臭利等を活用し臭い対策をとること)							
③ 臭い逆流防止機能(フ (必要に応じて消臭利等を活用	し臭い対策をとること)							- 容:	易に開かない施錠機能(二重ロック等) ニ重ロックの備えがなくても容易に関かないことを製) 造者が説明出来るもの)						
容易に開かない施錠機 (二重ロックの備えがなくても	能 (二重 ロック等) 容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)							⑤ 照明設備 (電源がなくても良いもの)								
⑤ 照明設備(電源がなく	ても良いもの)								類掛け等のフック付、又は、荷物置き場 耐荷重5kg以上)	場設備機能						
を類掛け等のフック付 (耐荷重5 kg以上)	、又は、荷物置き場設備機能								間内呈 S KB (水上) 圏トイレとして活用するために備える付	村属品【必須】						
(2) 快適トイレとして活用	するために備える付属品【必須】							② 現:	場に男女がいる場合に男女別の明確なる	表示						
⑦ 現場に男女がいる場合	に男女別の明確な表示								口の目隠しの設置 男女別トイレ間も含め、入口が直接見え	えかいようか配置等)						
8 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含	め、入口が直接見えないような配置等)								ニタリーボックス(女性専用トイレに							
⑨ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)							⑩ 鏡1	付の洗面台							
⑩ 鏡付の洗面台									座除菌シート等の衛生用品							
① 便座除菌シート等の衛									遅する仕様、付属品【任意】							
(3) 推奨する仕様、付属品								② 室	内寸法900×900mm以上(半畳程度以」	上)						
② 室内寸法900×900mm	以上(半畳程度以上)							③ 擬	音装置							
③ 擬音装置								(A) 7	ィッティングボード	ボード						
③ フィッティングボード							⑤ フラッパー機能の多重化									
⑤ フラッパー機能の多重								16 窓	など室内温度の調整が可能な設備							
(B) 窓など室内温度の調整 (D) 小物置き場等(トイレ	が可能な設備 ットペーパー予備置き場)								物置き場等(トイレットペーパー予備)		and the Automatical					
-		THEFT ALL MAN - 1	欧叔岛/						事項を記入し、カタログ、バンフレット 員は、提出された資料及び本シートによ							
※ 必要事項を配入し、カタ ※ 監督員は、提出された資 ※ 監督員は竣工検査完了後	ログ、パンフレット等の資料とともに、 M及び中2 1 により、現場(トレと符・ - 「快適トイレチェックシート」の舞し	∟事打台せ海により ▼▼場合は例上)に を技術管理課へ提出	版首員に提出す マチェックを行 すること。	削除	:											
	. (Mai 16/17/2 1] 09-01	- 1人的 斯特斯 "死日	17046													

建設現場に設置する「快適トイレ」の試行要領

1 目 的

建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる 仮設トイレ(以下、「快適トイレ」という。)の設置を本要領により試行する。

2 対象工事

島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、受注者から快適トイレの設置希望の協議があった工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事(緊急対応工事等)
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事

3 快適トイレの仕様 (別紙-1参照)

本要領での快適トイレは、「(1) 快適トイレに求める標準仕様」と「(2) 快適トイレ として活用するために備える付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」は、装備していればより快適に使用できると考えられる項目であり、任意とする。

現場で女性が勤務している場合は、男女別で各1台を設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)
- ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)

- ⑩ 鏡付の洗面台
- ① 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ② 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ③ 擬音装置
- (4) フィッティングボード
- ⑤ フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合には、当初施工計画書作成前に、工事 打合せ簿により監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 受注者は、当初施工計画書提出に併せて、様式-1「快適トイレチェックシート」 に必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿によ り監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員は、提出された資料及び「快適トイレチェックシート」により、仕様の確認を行うものとする。また、快適トイレが現地に設置された後、現場(やむを得ない場合は机上)において、仕様を確認した快適トイレが設置されているかチェックを行うものとする。
- (4) 受注者は、当該工事における快適トイレの設置費用が確定後、速やかに発注者へ工事打合せ簿により協議するものとする。
- (5) 発注者は、(4)で提出されて資料を確認の上、「5 積算方法」に基づき設計変更するものとする。

- (1) 島根県土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する工事
 - ア 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとし、その費用は共通仮設費の 営繕費に積上計上する。
 - イ 快適トイレの設置費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」*1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基/工事(施工箇所)*2まで計上できるものとする。
 - ※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 10,000 円/基・月(従来型トイレ)を減じた額。
 - ※2「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
 - ウ ハウス型等の男女別のトイレが一体型となっており、男女別の入り口になっている場合には、102,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」 *1 を計上するものとし、1 基/工事(施工箇所) *2 まで計上できるものとする。
 - ※1 ここでいう「積算上の差額」とは、快適トイレの設置にあたって実際にかかった費用から 20,000 円/基・月(従来型トイレ×2基分)を減じた額。
 - ※2「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
 - エ 運搬、設置、撤去に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。
 - オ 積算上限額を超える費用及び3基以上(ハウス型は2基以上)設置する場合の費用については、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

なお、この場合、他の費用も含め、現場環境改善費率から計算される額を上限額と する。

カ 設計変更に用いる期間は、快適トイレを実際に設置した期間とし、リース会社から の領収書、伝票等で確認すること。

なお、計上数量は小数点2位以下切り捨て1位止めとする。

6 その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議により定めるものとする。
- (3) 快適トイレの導入にあたっては、別紙-3に記載される事項について可能な限り配慮すること。

附則

(施行期日)

本試行要領は、令和2年2月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

本試行要領は、令和7年5月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

快適トイレのイメージ

快適トイレの標準仕様

(1) トイレに求める機能

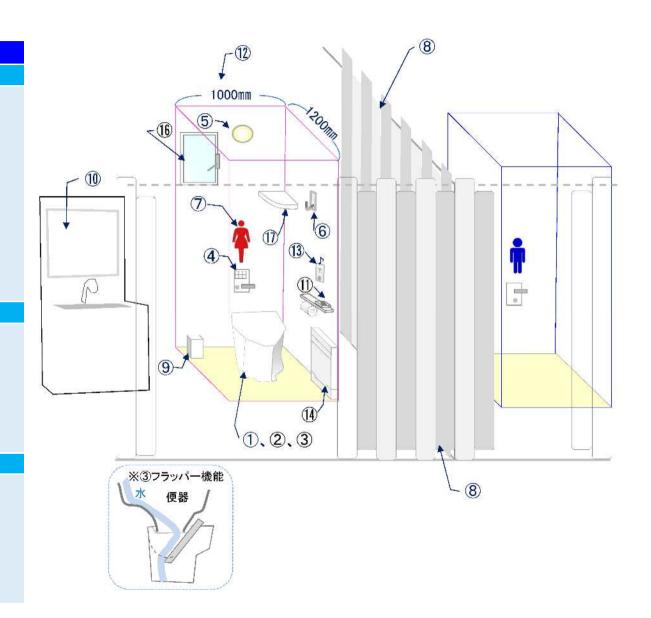
- ① 洋式便座
- ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)
- ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを 製造者が説明出来るもの)
- ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)

(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め、 入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
- ⑩ 鏡付の洗面台
- ① 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ② 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ③ 擬音装置
- 14 フィッティングボード
- ⑤ フラッパー機能の多重化
- 16 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ① 小物置き場等 (トイレットペーパー予備置き場)



積算で計上する費用の算出方法について

- 1. 共通仮設費の営繕費に積上計上する快適トイレの設置にかかる費用の算出例を以下に示す。
 - (1) 島根県十木部 (建築住宅課を除く) 及び農林水産部が所管する工事

積算上の差額が51,000円以上

実際に導入した快適トイレ費用 75,000 円/基・月の場合

積算上の差額 75,000 円/基・月 - 10,000 円/基・月 = 65,000 円/基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 51,000 円/基・月

現場環境改善費の対象となる費用 65,000 円/基・月 - 51,000 円/基・月 = 14,000 円/基・月

積算上の差額が51,000円未満

実際に導入した快適トイレ費用 42,000 円/基・月の場合

積算上の差額 42,000 円/基・月 - 10,000 円/基・月 = 32,000 円/基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 32,000 円/基・月 現場環境改善費の対象となる費用 0 円/基・月

積算上の差額が102,000円以上 (男女別一体型 ハウス型)

実際に導入した快適トイレ費用 180,000 円/基・月の場合

積算上の差額 180,000 円/基・月 - 20,000 円/基・月 = 160,000 円/基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 102,000 円/基・月

現場環境改善費の対象となる費用 160,000 円/基・月 - 102,000 円/基・月 = 58,000 円/基・月

|積算上の差額が102,000円未満 (男女別一体型 ハウス型)

実際に導入した快適トイレ費用 105,000 円/基・月の場合

積算上の差額 105,000 円/基・月 - 20,000 円/基・月 = 85,000 円/基・月

共通仮設費の営繕費に積上計上する費用 85,000 円/基・月

現場環境改善費の対象となる費用 0円/基・月

2. 留意事項

- (1) 「実際に導入した快適トイレ費用」の算出
 - 見積書等に記載されている賃貸料金が、日当りの場合、月当りの金額に換算(×30日)して積算に使用すること。
 - 見積書等に賃貸料金とは別に、基本料金、補償金の記載がある場合、基本料金、補償金 は月当りの金額に換算し、賃貸料金に加えて積算に使用すること。

【計算例】

- ・ 基本料金、補償金が1式当りの場合 基本料金または補償金(1式当り)/快適トイレ設置月数=基本料金または補償金(月当り)
- ・ 基本料金、補償金が1日当りの場合 基本料金または補償金(1日当り)×30日=基本料金または補償金(月当り)
- ・ 実際に導入した快適トイレ費用 賃貸料金(月当り)+基本料金(月当り)+補償金(月当り)

=実際に導入した快適トイレ費用(月当り)

快適トイレの導入にあたっての配慮事項について

快適トイレを導入する際は、 $(1)\sim(6)$ に可能な限り配慮すること。

(1) 全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線の配慮をする

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面を向くことのないよう、便座と直角の向きのド アを採用するなどの工夫をする

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明 をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮 をする

快適トイレ チェックシート

所管事務所名				
工事名				
受注者名				
工事期間	自	令和 年 月		
上	至	令和 年 月	目	
	自	令和 年 月	日	
快適トイレ設置予定期間	至	令和 年 月	日	
	期間		月	···A
レンタル会社名		•		
メーカー名				
製品名(型式)				
	設置基数		基	 В
快適トイレ設置概算費用(見積)	設置費用計		円	C
	1基当り月額費用	#DIV/0!	円/基・月	D=C/(A*B)

快適ト	イレ仕様の確認	受注者確認	発注者確認			
		提出時	書類確認	現地確認		
		日付	日付	日付		
		/	/	/		
(1)	快適トイレに求める標準仕様【必須】	1		T		
1	洋式便座					
2	水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)					
3	臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策をとること)					
4	容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)					
(5)	照明設備(電源がなくても良いもの)					
6	衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)					
(2)	快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】 ・					
7	現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示					
8	入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め、入口が直接見えないような配置等)					
9	サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)					
10	鏡付の洗面台					
11)	便座除菌シート等の衛生用品					
(3)	推奨する仕様、付属品【任意】					
12	室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)					
(13)	擬音装置					
(14)	フィッティングボード					
(15)	フラッパー機能の多重化					
16	窓など室内温度の調整が可能な設備					
17)	小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)					
* 1	ー 要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監		- J			

- ※ 必要事項を記入し、カタログ、パンフレット等の資料とともに、工事打合せ簿により監督員に提出すること。
- ※ 監督員は、提出された資料及び本シートにより、現場 (やむを得ない場合は机上) にてチェックを行うこと。